

3 特別支援学級担任のために …

(4) 教育課程の編成

第
1
章

第
2
章

第
3
章

第
4
章

参
考
資
料

Q28 カリキュラム・マネジメントについて教えてください。

A 小学校・中学校学習指導要領（平成 29 年 3 月公示）解説においては、「カリキュラム・マネジメント」とは、「児童生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を、教科等横断的な視点で組み立てていくこと。教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと。教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともに、その改善を図っていくことなどを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと。」と示されています。

また、「カリキュラム・マネジメント」を進める側面として、「学校の教育活動の質の向上を図るためには、校長の方針の下に、校務分掌に基づき、教職員が適切に役割を分担しつつ、相互に連携しながら、各学校の特色を生かしたカリキュラム・マネジメントを行うことが必要です。そして、カリキュラム・マネジメントを効果的に進めるためには、何を目標として教育活動の質の向上を図っていくのかを明確にすることが重要です。

- (1) 教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を、教科等横断的な視点で組み立てていくこと。
- (2) 教育課程の実施状況を評価して、その改善を図っていくこと。
- (3) 教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともに、その改善を図っていくこと。

と整理されています。また、特別支援学校学習指導要領（平成 29 年 4 月公示）解説においては、

- (4) 個別の指導計画の実施状況の評価と改善を、教育課程の評価と改善につなげていくこと。」

が上記に加えられ、個別の指導計画との関連づけについて明記されています。

関連サイト：●文科省「学習指導要領等」



http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/1384661.htm



3 特別支援学級担任のために …

(4) 教育課程の編成

Q29 特別支援学級と通常の学級の教育課程の違いを教えてください。

A 特別支援学級は、小学校・中学校の学級の一つです。そのため、通常の学級と同様に、学校教育法の目的や目標を達成するものでなければなりません。ただし、対象となる児童生徒の障害の種類や程度などによっては、小学校・中学校の教育課程をそのまま適用することが適当でないことがあります。

そこで、特別支援学級の児童生徒に対しては、小学校・中学校の教育課程の定めにかかわらず、学校教育法施行規則 第138条では、「特別の教育課程によることができる」となっています。

小学校・中学校学習指導要領（平成29年3月公示）解説においては、特別支援学級における特別の教育課程とは、

「1 障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るため、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領 第7章に示す自立活動を取り入れること。

2 児童生徒の障害の程度や学級の実態等を考慮の上、各教科の目標や内容を下学年の教科の目標や内容に替えたり、各教科を、※1 知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えたりするなどして、実態に応じた教育課程を編成すること。」

と示されています。

特別の教育課程の規定を参考に実施する場合には、保護者などに説明責任を果たしたり、指導の継続性を担保する観点から、児童生徒の実態に応じた教育課程の編成を工夫したりすることが大切です。

なお、学校教育法施行規則 第126条、第127条に基づき、特別支援学級の教育課程は、知的障害の有無によって次のとおり編成します。

3 特別支援学級担任のために …

(4) 教育課程の編成

【 特別支援学級の教育課程 】

＜小学校＞

区 分		第1・2学年	第3・4学年	第5・6学年
各 教 科	国語	国語	国語	国語
	社会		社会	社会
	算数	算数	算数	算数
	理科		理科	理科
	生活	生活		
	音楽	音楽	音楽	音楽
	図画工作	図画工作	図画工作	図画工作
	家庭	家庭	家庭	家庭
	体育	体育	体育	体育
	外国語			外国語
特別の教科 道徳	特別の教科 道徳	特別の教科 道徳	特別の教科 道徳	
外国語活動		外国語活動		
総合的な学習の時間		総合的な学習の時間	総合的な学習の時間	
特別活動	特別活動	特別活動	特別活動	
自立活動	自立活動	自立活動	自立活動	

＜中学校＞

区 分		第1・2・3学年
各 教 科	国語	国語
	社会	社会
	数学	数学
	理科	理科
	音楽	音楽
	美術	美術
	保健体育	保健体育
	技術・家庭	技術・家庭
	外国語	外国語
	特別の教科 道徳	特別の教科 道徳
総合的な学習の時間	総合的な学習の時間	
特別活動	特別活動	
自立活動	自立活動	

※1 知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科

＜小学校＞

区 分		第1・2学年	第3～6学年
各 教 科	生活	生活	生活
	国語	国語	国語
	算数	算数	算数
	音楽	音楽	音楽
	図画工作	図画工作	図画工作
	体育	体育	体育
特別の教科 道徳	特別の教科 道徳		
外国語活動		外国語活動※2	
特別活動	特別活動		
自立活動	自立活動		

＜中学校＞

区 分		第1・2・3学年
各 教 科	国語	国語
	社会	社会
	数学	数学
	理科	理科
	音楽	音楽
	美術	美術
	保健体育	保健体育
	職業・家庭	技術・家庭
	外国語	外国語※3
	特別の教科 道徳	特別の教科 道徳
総合的な学習の時間	総合的な学習の時間	
特別活動	特別活動	
自立活動	自立活動	

※2、※3 必要に応じて設けることができる。

関連サイト：●文部科学省「学習指導要領等」

 http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/1384661.htm



3 特別支援学級担任のために …

(4) 教育課程の編成

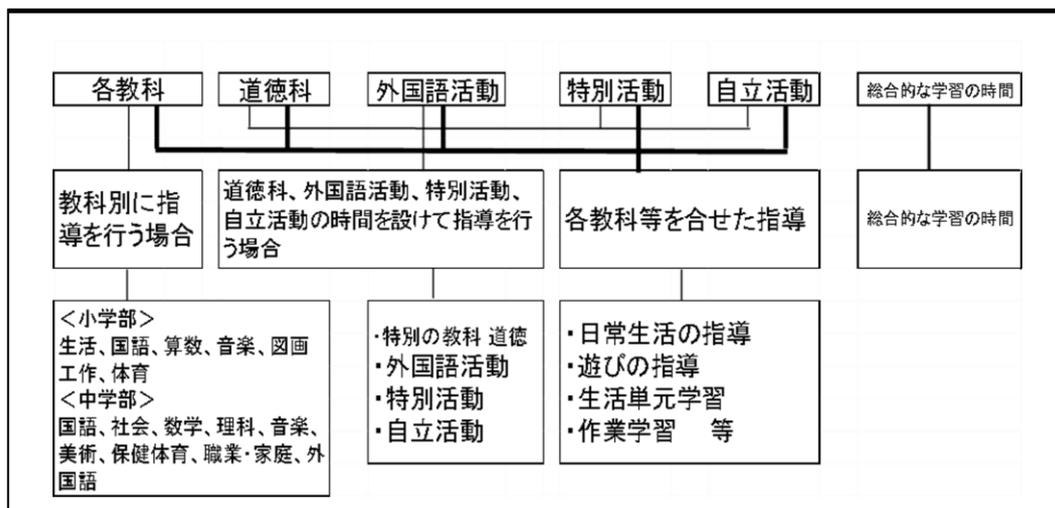
Q30 「各教科等を合わせた指導」について教えてください。

A 「日常生活の指導」「遊びの指導」「生活単元学習」「作業学習」などを、「各教科等を合わせた指導」と呼んでいます。

知的障害のある児童生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、児童生徒の学校での生活を基盤として、学習や生活の流れに即して学んでいくことが効果的です。そのため、「日常生活の指導」「遊びの指導」「生活単元学習」「作業学習」などを、「各教科等を合わせた指導」として実践しています。

「各教科等を合わせた指導」は、各教科、特別の教科 道徳、特別活動、自立活動、外国語活動（小学部）の一部又は全部を合わせることができます。

【 特別支援学校（知的障害）の教育課程の構造 】



知的障害のある児童生徒に対する教育を行う特別支援学級においても、これに準じて実施することができます。

3 特別支援学級担任のために …

(4) 教育課程の編成

第
1
章

第
2
章

第
3
章

第
4
章

参
考
資
料

- 1 学校教育法施行規則 第130条 第2項においては、「各教科等を合わせた指導」を行う法的根拠として、
「特別支援学校の小学部、中学部又は高等部においては、知的障害者である児童若しくは生徒又は複数の種類の障害を併せ有する児童若しくは生徒を教育する場合において特に必要があるときは、各教科、特別の教科である道徳、外国語活動、特別活動及び、自立活動の全部又は一部について、合わせて授業を行うことができる。」と示されています。
- 2 指導にあたって配慮すること
 - (1) 特別支援学校学習指導要領（平成29年4月公示） 第1章 第4節の1においては、
「ア 単元や題材など、内容や時間のまとまりを見通しながら、児童生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行う。
イ 児童生徒が、各教科等の特質に応じた見方・考え方ができるよう工夫する。
ウ 児童生徒が、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えたりできる活動を工夫する。
エ 児童生徒が、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりできる過程を重視した学習の充実を図る。」と示されています。
 - (2) 各教科等で育成をめざす資質・能力を明確にした上で、児童生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業を行います。そして、カリキュラム・マネジメントの視点に基づき、「計画(Plan)-実施(Do)-評価(Check)-改善(Action)」していくことが必要です。

関連サイト：●文科省「特別支援学校学習指導要領等」（平成29年4月公示）



http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/main/1386427.htm



3 特別支援学級担任のために …

(4) 教育課程の編成

Q31 「日常生活の指導」について教えてください。

A 「日常生活の指導」は、日常生活の諸活動について、知的障害の状態や学習状況、生活年齢、経験などを踏まえながら、児童生徒の日常生活を充実させ、高めるように計画的に行う指導です。

「日常生活の指導」は、生活科を中心として、特別活動の学級活動など、広範囲に各教科等の内容を扱います。例えば、衣服の着脱、洗面、手洗い、排泄、食事、清潔などの基本的な生活習慣の内容や、あいさつ、言葉遣い、礼儀作法、時間を守ること、きまりを守ることなどの日常生活や社会生活において、習慣的に繰り返される、必要で基本的な内容です。

特別支援学校学習指導要領（平成 29 年 4 月公示）解説 各教科等編においては、「日常生活の指導」にあたって考慮することとして、

- 1 日常生活や学習の自然な流れに沿って、その活動を実際的で必然性のある状況下で取り組みます。
- 2 毎日反復して行い、繰り返しながら取り組むことで習慣化し、発展的な内容を取り扱います。
- 3 できつつあることや意欲的な面を考慮して、適切な支援を行う。また、課題を細分化して段階的な指導を行います。
- 4 指導場面や集団の大きさなどを考慮し、効果的に指導を行う。
- 5 学校と家庭等が連携を図り、双方向で学習状況等を共有し、指導の充実を図ります。」

と示されています。

関連サイト：●文科省「特別支援学校学習指導要領等」（平成 29 年 4 月公示）



http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/main/1386427.htm



3 特別支援学級担任のために …

(4) 教育課程の編成

Q32 「遊びの指導」について教えてください。

A 「遊びの指導」は、遊びを学習の中心にして、①身体活動を活発にする、②仲間とのかかわりを促す、③意欲的な活動を育む、④心身の発達を促すなど、総合的に行う指導です。

「遊びの指導」では、生活科や体育科など、各教科等にかかわる広範囲の内容を扱います。場や遊具などが限定されることなく、児童が比較的自由に取り組むことができます。また、期間や時間設定、題材、集団構成などに一定の条件を設定し活動するといった、比較的制約性が高い遊びまで連続的に設定して取り組むことができます。

特別支援学校学習指導要領（平成 29 年 4 月公示）解説 各教科等編においては、「遊びの指導」にあたって考慮することとして、

- 1 児童が、意欲的、主体的に遊ぼうとする環境を設定します。
- 2 教師と児童、児童同士の関わりを促すことができるよう、場の設定、教師の対応、遊具等を工夫します。
- 3 身体活動が活発に展開できる遊びや室内での遊びなど、児童の興味や関心に合わせて適切に環境を設定します。
- 4 遊びをできる限り制限せず、児童の健康面や衛生面に配慮し、安全に遊べる場や遊具を設定します。
- 5 自ら遊びに取り組むことが難しい児童には、遊びを促したり、遊びに誘ったりして、遊びの楽しさを味わえるようにします。」と示されています。

関連サイト：●文科省「特別支援学校学習指導要領等」（平成 29 年 4 月公示）



http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/main/1386427.htm



3 特別支援学級担任のために …

(4) 教育課程の編成

Q33 「生活単元学習」について教えてください。

A 「生活単元学習」は、児童生徒が生活上の目標を達成したり、課題を解決したりする学習です。その際、実際の生活で取り上げられる目標や課題に沿って、学習活動を組織することが大切です。一連の活動を組織的・体系的に経験することによって、自立や社会参加のために必要な事柄を実際的・総合的に学習できるようにします。そのため、広範囲に各教科等の目標や内容を扱います。

特別支援学校学習指導要領（平成 29 年 4 月公示）解説 各教科等編においては、「生活単元学習」にあたって考慮することとして、

- 「1 実際の生活から発展し、児童生徒の知的障害の状態や生活年齢等、興味・関心を踏まえたもので、個人差の大きい集団にも適合するもの」とします。
- 2 ①知識・技能の習得、②思考力・判断力・表現力等や学びに向かう力・人間性等の育成、③生活上の望ましい態度・習慣の形成等がなされるもので、身に付けた内容が現在や将来の生活に生かされるもの」とします。
- 3 児童生徒が目標と見通しをもって、意欲的に取り組むものであり、目標意識や課題意識、課題の解決意欲等を育む活動を含んだもの」とします。
- 4 一人一人の児童生徒が力を発揮して主体的に取り組み、学習活動の中で様々な役割を担い、集団全体で協働して取り組めるもの」とします。
- 5 各単元において児童生徒の目標や課題の達成、解決に必要な活動で組織され、児童生徒の自然な生活としてのまとまりのあるもの」とします。
- 6 各教科等に係る見方・考え方を生かすことのできる内容を含み、児童生徒が多種多様な意義のある経験ができるようにします。」と示されています。

関連サイト：●文科省「特別支援学校学習指導要領等」（平成 29 年 4 月公示）



http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/main/1386427.htm



3 特別支援学級担任のために …

(4) 教育課程の編成

Q34 「作業学習」について教えてください。

A 「作業学習」は、作業活動を学習活動の中心にしながら、児童生徒の働く意欲を培い、将来の職業生活や社会自立に必要な事柄を総合的に学習するものです。そのため、児童生徒の働く意欲を培いながら、将来の職業生活や社会自立に向けて基盤となる資質・能力を育むことが重要です。

実施にあたっては、特別支援学校中学部の職業・家庭科の目標及び内容を参考に組み込みます。作業活動の種類は、農耕、園芸、紙工、木工、縫製、織物、印刷、食品加工、クリーニング、事務、販売、清掃、接客など多種多様です。生徒が自立と社会参加を果たす社会の動向なども踏まえ、地域や産業界との連携を図りながら、学校として検討していくことが大切です。

特別支援学校学習指導要領（平成 29 年 4 月公示）解説 各教科等編においては、「作業学習」にあたって考慮することとして、

- 「1 児童生徒にとって教育的価値が高く、喜びや完成の成就感が味わえるものとしします。
- 2 地域性に立脚した特色をもち、持続性や教育的価値のある作業種を選定します。
- 3 児童生徒の実態に応じ、段階的な指導ができるものとしします。
- 4 児童生徒が、相互の役割等を意識しながら協働して取り組めるものとしします。
- 5 作業内容や作業場所が安全で衛生的、健康的で、作業量や作業の形態、実習時間及び期間などに適切な配慮がなされているものとしします。
- 6 作業製品等の利用価値が高く、生産から消費への流れと社会的貢献などが理解されやすいものとしします。」

と示されています。

関連サイト：●文科省「特別支援学校学習指導要領等」（平成 29 年 4 月公示）

 http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/main/1386427.htm



3 特別支援学級担任のために …

(5) 自立活動

Q35 自立活動の意義や目的について教えてください。

A

1 自立活動の意義

障害のある児童生徒は、その障害によって、日常生活や学習場面において、様々なつまずきや困難が生じています。そのため、小学校・中学校などの児童生徒と同じように、心身の発達の段階などを考慮して教育するだけでは十分とはいえません。そこで、個々の障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するための指導が必要となります。このため、特別支援学校においては、小学校・中学校などと同様の各教科等に加えて、特に自立活動の領域を設定し、それらを指導することで、児童生徒の人間として調和のとれた育成を目指しています。

自立活動の指導が、各教科等において育まれる資質・能力を支える役割を担っています。

2 自立活動の教育課程上の位置付け

小学校・中学校などの特別支援学級や通級による指導においては、児童生徒の障害の状態などを考慮すると、小学校・中学校の教育課程をそのまま適用することが必ずしも適当ではありません。特別支援学校小学部・中学部学習指導要領に示されている自立活動などを取り入れた特別の教育課程を編成する必要があります。

学校教育法施行規則 第138条においては、

「 小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程における特別支援学級に係る教育課程については、特に必要がある場合は、…（中略）…特別の教育課程によることができる。」

と示されています。

3 自立活動の取扱いについて

各教科等のように、そのすべてを取り扱うものではなく、個々の児童生徒の実態に依じて必要な項目を選定して、それらを相互に関連付けて具体的に指導内容を設定する必要があります。

3 特別支援学級担任のために …

(5) 自立活動

第
1
章

第
2
章

第
3
章

第
4
章

参
考
資
料

4 自立活動の目標

特別支援学校学習指導要領（平成29年4月公示） 第7章において
は、自立活動の目標は、

「 個々の児童又は生徒が自立^{※1}を目指し、障害による学習上又は
生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、
態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う^{※2}。」
と示されています。

※1 「自立」とは …

児童生徒がそれぞれの障害の状態や発達の段階などに応じて、主
体的に自己の力を可能な限り発揮し、より良く生きようとすること
です。

※2 「心身の調和的発達の基盤を培う」とは …

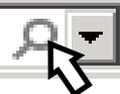
発達の遅れや不均衡を改善したり、発達の進んでいる側面を更
に伸ばしたりすることによって、遅れている側面の発達を促すとと
もに全人的な発達を促進することです。



関連サイト：●文科省「特別支援学校学習指導要領等」（平成29年4月公示）



http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/main/1386427.htm



3 特別支援学級担任のために …

(5) 自立活動

Q36 自立活動の内容を教えてください。

A 小学校・中学校学習指導要領（平成 29 年 3 月公示）においては、特別支援学級において実施する特別の教育課程の編成に係る基本的な考え方として、

「障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るため、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第 7 章に示す自立活動を取り入れること。」

と示されています。

1 自立活動の内容

自立活動の内容は、人間としての基本的な行動を遂行するために必要な要素と、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するために必要な要素で構成され、6 区分 27 項目にまとめられています。

2 自立活動の指導にあたって配慮すること

(1) 自立活動の指導は、個別指導の形態で行われることが基本です。指導目標（ねらい）を達成する上で効果的な場合には、集団を構成して指導することも考えられます。しかし、自立活動の指導は、集団で指導することを前提とするものではありません。

(2) 自立活動の指導は、一律に授業時数を標準としては示さず、各学校が実態に応じて適切な指導を行うことができるようになっていきます。ただし、授業時数を標準として示さないからといって、自立活動の時間を確保しなくてもよいということではありません。個々の児童生徒の実態に応じて、適切な授業時数を確保する必要があります。

(3) 個々の児童生徒の的確な実態把握に基づき、指導すべき課題を明確にし、個別の具体的な指導内容を定めた指導計画を作成します。

3 特別支援学級担任のために …

(5) 自立活動

第1章

第2章

第3章

第4章

参考資料

【 自立活動の内容 】

1 健康の保持 (1) 生活のリズムや生活習慣の形成に関する事。 (2) 病気の状態の理解と生活管理に関する事。 (3) 身体各部の状態の理解と養護に関する事。 (4) 障害の特性の理解と生活環境の調整に関する事。 (5) 健康状態の維持・改善に関する事。	2 心理的な安定 (1) 情緒の安定に関する事。 (2) 状況の理解と変化への対応に関する事。 (3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関する事。
3 人間関係の形成 (1) 他者とのかかわりの基礎に関する事。 (2) 他者の意図や感情の理解に関する事。 (3) 自己の理解と行動の調整に関する事。 (4) 集団への参加の基礎に関する事。	4 環境の把握 (1) 保有する感覚の活用に関する事。 (2) 感覚や認知の特性についての理解と対応に関する事。 (3) 感覚の補助及び代行手段の活用に関する事。 (4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動に関する事。 (5) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関する事。
5 身体の動き (1) 姿勢と運動・動作の基本的技能に関する事。 (2) 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関する事。 (3) 日常生活に必要な基本動作に関する事。 (4) 身体の移動能力に関する事。 (5) 作業に必要な動作と円滑な遂行に関する事。	6 コミュニケーション (1) コミュニケーションの基礎的能力に関する事。 (2) 言語の受容と表出に関する事。 (3) 言語の形成と活用に関する事。 (4) コミュニケーション手段の選択と活用に関する事。 (5) 状況に応じたコミュニケーションに関する事。

※ _____部は、新学習指導要領に追加された内容

関連サイト：●文科省「特別支援学校学習指導要領等」（平成29年4月公示）



http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/main/1386427.htm



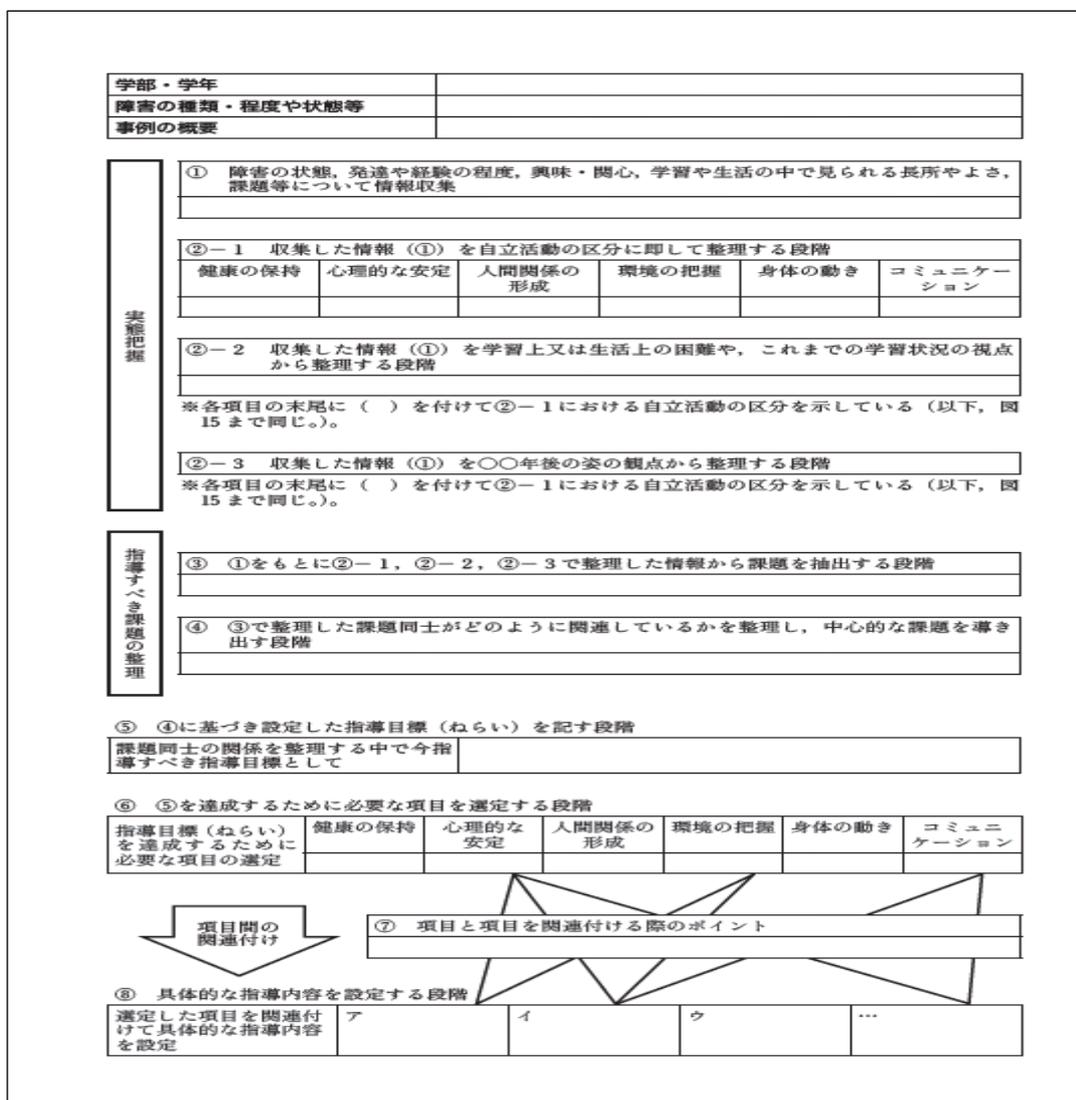
3 特別支援学級担任のために …

(5) 自立活動

Q37 自立活動の具体的な指導内容の設定の流れについて教えてください。

A 個々の児童生徒に設定される具体的な指導内容は、児童生徒の実態把握に基づき、自立を目指して設定される指導目標（ねらい）を達成するために、学習指導要領などに示されている内容から必要な項目を選定し、それらを相互に関連付けて設定します。

【実態把握から具体的な指導内容を設定するまでの流れ】



「特別支援学校学習指導要領解説 自立活動編」より

3 特別支援学級担任のために …

(5) 自立活動

「実態把握から具体的な指導内容を設定するまでの流れ」において、配慮することは下記のとおりです。

- 1 実態把握
児童生徒のできないことばかりではなく、できることにも注目します。
- 2 情報の整理
障害名のみによって特定の指導内容に偏ることがないように、児童生徒の全体像を捉えて整理します。また「〇年後の姿」をイメージし、卒業までにどのような力を、どれだけつけるのかを想定します。
- 3 課題の抽出
指導にあたって、課題となることを抽出します。
- 4 課題の関連
抽出した課題同士の関連を「原因と結果」や「相互に関連しあっている」という観点で整理します。
- 5 目標設定
整理した課題をもとに、当面の短期的な目標と長期的目標を定めま
す。
- 6 自立活動の項目の選定
指導目標を達成するために必要な項目を、自立活動の6区分27項目
から選定します。
- 7 選定項目の関連付け
6で選定した項目を、再度、課題を振り返りながら整理します。
- 8 具体的な指導内容の設定
最後に、何を指導するのかを具体的に設定します。
例：職場の様々な場面で用いられる表現（挨拶、慣用句、敬語など）の
適切な使い方を考え、使うことができる。

関連サイト：●文科省「特別支援学校学習指導要領等」（平成29年4月公示）



3 特別支援学級担任のために …

(6) 教科用図書

Q38 特別支援学級で使用できる教科用図書について教えてください。

A 学校教育法施行規則 第139条においては、特別支援学級で使用する教科書について、
「特別支援学級において特別の教育課程を編成する場合に、文部科学省検定済教科書や著作教科書^{※1}を使用することが適当でない場合には、特別支援学級を置く学校の設置者の定めるところにより、他の適切な教科用図書^{※2}を使用することができます。」
と示されています。

※1 「文部科学省著作教科書」とは …

高等学校の農業、工業などの教科書の一部や特別支援学校用の教科書^{※3}については、その需要数が少なく民間による発行が期待できないことから、文部科学省において著作・編集された教科書のことをいいます。

※2 「他の適切な教科用図書」とは …

学校教育法附則 第9条^{※4}による一般図書^{※5}や、教科用特定図書^{※6}等のことをいいます。

※3 「特別支援学校用の教科書」とは

特別支援学校（聴覚障害）用「国語」が作成されています。

また、特別支援学校（知的障害）用では、小学部・中学部の国語、算数・数学、音楽の教科書です。学習指導要領の特別支援学校（知的障害）の各教科に示された具体的内容の各段階に対応するように作成されています。

（小学部1段階は☆、2段階は☆☆、3段階は☆☆☆、中学部は☆☆☆）



3 特別支援学級担任のために …

(6) 教科用図書

第
1
章

第
2
章

第
3
章

第
4
章

参
考
資
料

※4 「学校教育法附則 第9条」とは …

学校教育法附則 第9条においては、

「 高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校並びに特別支援学級においては、当分の間、第34条 第1項の規定にかかわらず、文部科学大臣の定めるところにより、第34条 第1項に規定する教科用図書以外の教科用図書を使用することができる。」

と定められています。

※5 「一般図書」とは …

学校教育法附則 第9条に基づき、義務教育諸学校で使用する教科書として採択された一般図書（絵本等）で、300点以上を「一般図書一覧」として収録しています。

※6 「教科用特定図書」とは …

視覚障害のある児童生徒の学習用の拡大教科書、点字教科書、その他障害のある児童生徒の学習用に作成した教材で、教科書に代えて使用できるものをいいます。

小・中学校において、学校教育法附則 第9条に規定する教科用図書の使用が認められているのは、特別の教育課程を編成して指導する場合のみです。

小学校、中学校の下学年の各教科を中心とした教育課程では、実際に学習する学年の検定教科書を使用します。

また、学校教育法の一部改正により、平成31年4月から、障害のある児童生徒等の学習上の困難の程度を低減させる必要があると認められるときは、教育課程の全部又は一部において、教科用図書に代えてその内容を記録したデジタル教科書を使用することができます。

関連サイト：●文科省「教科書Q&A」



http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoukasho/010301.htm



3 特別支援学級担任のために …

(7) 交流及び共同学習

Q39 交流及び共同学習について教えてください。

A 小学校・中学校学習指導要領（平成29年3月公示）においては、「学校相互間の連携や交流」について、「他の小学校（中学校）や、幼稚園、認定こども園、保育所、中学校（小学校）、高等学校、特別支援学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むよう努めること。」と示されています。

障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習は、同じ社会に生きる人間として、お互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶ場でもあります。

相互のふれ合いを通じて、豊かな人間性を育むことを目的とする「交流」の側面と、各教科等のねらいの達成を目的とする「共同学習」の側面があり、この両面を一体のものとして捉えます。そして、障害のある児童生徒、障害のない児童生徒双方のねらいを明確にして、その指導内容や方法を検討し、組織的、計画的、継続的に実施することが大切です。

特別支援学級の児童生徒との交流及び共同学習は、日常の様々な場面で活動を共にすることが可能なので、双方の児童生徒の教育的ニーズを十分把握した上で、校内の協力体制を構築し、双方の児童生徒にとって効果的な活動を設定することが大切です。

関連サイト：●文科省「よりよい交流及び共同学習を進めるために」



http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/010/001/001.htm#a001



3 特別支援学級担任のために …

(8) 進路指導

Q40 特別支援学級の進路指導の基本を教えてください。

A 障害のある児童生徒が、将来の進路を主体的に選択することができるよう、児童生徒の実態や進路希望などを的確に把握し、早い段階からの進路指導の充実を図ることが大切です。

学校教育においては、社会の変化に主体的に対応できる能力の育成に向けて、児童生徒が自らの在り方・生き方について考え、将来への夢や希望を抱き、その実現を目指して、自らの意思と責任で自己の進路を選択・決定する能力や態度を育成することが重要です。

● 進路指導にあたって配慮すること

- 1 本人への指導は、「挨拶や返事ができる」「時間を守る」「公共の施設や乗り物を利用する際のマナーを身につける」などの指導が必要です。
- 2 自信がもてない、経験が少ない、活動への意欲が乏しいことなどから、「自分の良さがわからない」という実態があります。自分の良さや得意な面など、自己理解を図ることも必要です。
- 3 将来への夢や希望を抱き、その実現を目指して、自らの意思と責任で自己の進路を選択・決定する能力や態度を育てることが大切です。
- 4 進路指導を進めるにあたっては、生徒本人への指導だけでなく、進路選択に必要な様々な情報を収集し、保護者と情報共有するとともに、関係機関を積極的に活用することも大切です。

関連サイト：●文科省「特別支援教育の推進について（通知）」



http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/07050101.htm



3 特別支援学級担任のために …

(8) 進路指導

コラム5

特別支援学級におけるキャリア教育

キャリア教育とは、児童生徒が、将来、社会的・職業的に自立し、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現するための力を育む教育です。この視点に立って、学校の特色や地域の実情を踏まえつつ、日々の教育活動を展開することが大切です。

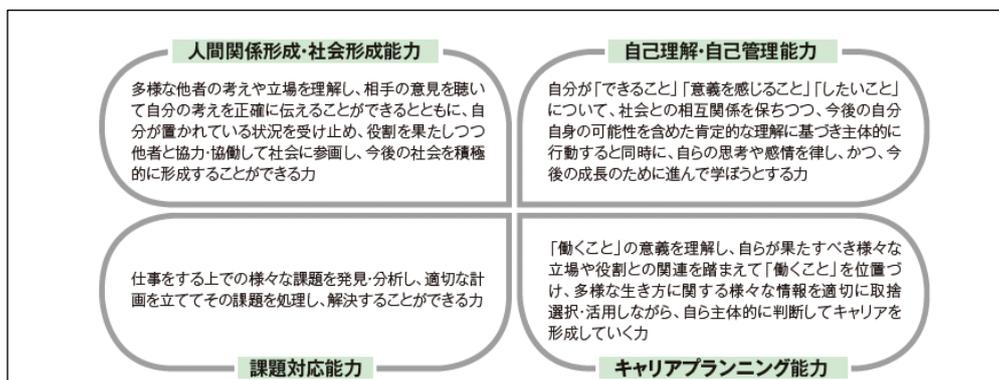
特別支援学級におけるキャリア教育の実施にあたっては、社会や職業にかかわる様々な現場で体験的な学習活動の機会を設け、児童生徒に多様な気付きや発見を系統的に経験させることが重要です。

例えば、地域で働く人々へインタビューする中で、地域の職業やそこで働く人々に興味・関心をもつとともに、見学時のマナーや言葉遣いなどへの気配りもできるようになります。児童生徒の発達段階に応じて、働く人々の生き方や仕事への理解が深まるよう学習を工夫することが重要です。

自立に向けて、より高次の課題に向かって系統的な指導を行っていくことで、社会人・職業人としての自立を促すことにつながります。

このような学習は、キャリア教育の視点から見ると、「基礎的・汎用的能力」を構成する、「人間関係形成・社会形成能力」「自己理解・自己管理能力」「課題対応能力」「キャリアプランニング能力」を育むことにつながります。

【 基礎的・汎用的能力を構成する4つの能力 】



兵庫県教育委員会「指導の重点」より